

令和5年度第1号に係る清瀬市オンブズパーソンの意見の公表について

清瀬市オンブズパーソン条例（平成16年清瀬市条例第1号）第10条の規定に基づき提出された苦情申立てについて、清瀬市オンブズパーソンより当市に意見がありましたので、同条例第18条第1項の規定により次のとおり公表します。

令和5年7月31日

清瀬市オンブズパーソン



苦情申立日	令和5年5月19日
苦情申立ての趣旨 (調査事案の趣旨)	清瀬市において給食費補助事業が行われたにも関わらず、通学していない者は補助対象外とされるのは不当である。
調査開始日	令和5年5月22日
調査結果	<p>市教育委員会が清瀬市立小中学校に就学する児童生徒の保護者に昨年9月分及び本年1月から3月まで分の給食費（食材費分）を助成した「清瀬市立学校給食費補助事業」の支給前提としては、教育における学級活動の一環である学校給食の場で給食を配食されている児童生徒、またはアレルギー及び宗教上の理由により弁当持参並びに諸事情により給食提供を受けていないが、学校給食の場に出席する児童生徒の保護者を対象に支給している事実を確認しました。</p> <p>そして、苦情申立ての趣旨にある通学していない児童は、市立小中学校において学級活動の一環である学校給食に出席していないことから今回の補助制度における支給対象から除かれている事実も確認しました。</p>

	<p>なお、学校給食に出席していない苦情申立人の子どもに支給されている理由は不明であります。</p>
<p>意見をする対象となる主管課等</p>	<p>清瀬市教育委員会教育部教育企画課</p>
<p>意見の内容</p>	<p>市立小中学校の学校給食に出席していない児童の保護者へ給食費助成がされなかったことについては、今回の補助事業が、学校教育における授業の一角をなす「学校給食」を適正に執行できるよう物価上昇時の食材に係る保護者負担を軽減したものであることからすれば、学校給食に出席していない児童生徒の保護者に助成しなかったことは不当であるとまでは言えません。</p> <p>しかし、今後は、同様の制度を実施する場合には、市民に制度の趣旨が十分に伝わる形で説明するよう配慮することを清瀬市教育委員会に意見しました。</p> <p>なお、清瀬市教育委員会は、「社会情勢の影響による物価上昇に伴う軽減対策」の一環として、今年度は公立及び私立を問わず、小中学校の学齢に該当する児童生徒の保護者すべてに市立小中学校の1か月分の給食費相当額を助成する補助事業の実施を予定している旨の情報を得ましたので、付け加えてお知らせします。</p>